

第1回水道事業運営協議会の料金改定に関する主な意見に対する事務局の回答

委員名	意見	当局の回答
石川委員	<p>①千葉県の一般会計は黒字を計上しているため、千葉県営水道は一般会計からの繰入金を増額することで水道料金の改定をせずに経営することが可能なのではないか。</p> <p>②千葉県水道事業運営審議会は知事に対して物価高騰対策を講じるよう付帯意見を付けて知事に答申を行ったようだが、物価高騰対策を講じるのであれば、そもそも水道料金の改定を行わなければ良いのではないか。</p>	<p>①公営企業は法令上独立採算で経営することを求められており、また、一般会計は県営水道の給水区域以外の地域を含む千葉県全域からの税金を主な財源としているため、一般会計が黒字であっても、県営水道に国基準に基づく繰入以上の繰入を行うことは県民負担の公平性の観点からも、好ましくないと思われます。</p> <p>②県営水道は、これまで更新対象となる施設が少なかったことなどで、様々な経費が低く抑えられたため、30年間値上げせずに対応できていたが、今後は水道施設の更新・耐震化のために必要な資金が確保できず、来年度から赤字になる見込みです。県営水道の赤字により、水道管の更新ができなくなると、平常時でも漏水の不安があるほか、自然災害などで長期間の断水が起きた場合、県民生活に深刻な被害が生じます。今回の値上げについては、本来は23.7%の値上げをすべきところを、一般会計から繰入を行い、18.6%に抑えて、県営水道自ら賄うことができないところは、料金改定で対応せざるを得ないとのことです。</p>
松坂会長	<p>①市営水道は効率の悪い地域を担当させられているため、県との広域連携の強化や統合について、しっかり考えていかなければならない。</p>	<p>①令和6年11月に開催された「千葉県と千葉市の連携推進会議」において、九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合によって、県企業局の施設となる予定の長柄浄水場から第三者委託により、市営水道へ送水することについて、検討を進めていくことで合意しました。現在、県市の所管部局による詳細な条件等の協議を実施しており、市営水道の経営改善のため、今後も協議を継続していきます。</p>
岡崎委員	<p>①施設等の老朽化対策を考えると水道料金の改定は致し方ないと考えているが、水道料金を滞納した場合の、給水停止までの期間が短すぎると聞いた。困窮世帯や零細企業に対しては猶予措置を検討する必要があるのでないか。</p>	<p>①市営水道の給水停止については、「千葉市水道料金の滞納に係る督促及び給水停止事務処理要領」に基づき実施しており、水道使用料の滞納があった場合、まず督促状を送付し、納期限内に納付が無いときは、給水停止予告状を送付しています。この際、納期限までに分納の申し出があったときには、誓約書を提出していただいた上で、給水停止の猶予を行うこととしています。</p> <p>一方で、給水停止予告状の納期限までに納付が無いときは、さらに給水停止通知書を送付し、納期限の経過後に給水停止となりますが、給水停止までには、定められた様々な手続きを経た上で対応しています。</p>
段木委員	<p>①安全で安心な水の供給、災害に耐えうる施設の維持を考えると、受益者負担や公平性の観点からみても水道料金の改定は致し方ないと考えるが、一方で困窮世帯等への救済措置も検討する必要があるのでないか。商店であれば経済的な救済措置、一般家庭で料金を支払えないような世帯であれば福祉的な救済措置を提案できるのではないか。</p>	<p>①生活困窮世帯等への配慮については、生活保護や児童扶養手当の受給世帯等を対象とした減免制度を継続いたします。また、必要に応じて、困窮世帯の債務整理などの家計改善支援に繋がるよう福祉部門に設けられている相談先への利用勧奨に努めています。さらに、商店等への経済的な救済措置については、物価高騰対策を答申の付帯意見といたします。</p>
吉川委員	<p>①料金改定についてはやむを得ない部分もあると考えるが、困窮世帯への救済措置を検討する必要があるのでないか。</p>	<p>①生活困窮世帯等への配慮については、生活保護や児童扶養手当の受給世帯等を対象とした減免制度を継続いたします。また、必要に応じて、困窮世帯の債務整理などの家計改善支援に繋がるよう福祉部門に設けられている相談先への利用勧奨に努めています。</p>

第1回水道事業運営協議会の料金改定に関する主な意見に対する事務局の回答

委員名	意見	当局の回答
渡邊委員	①今後、料金を改定する場合は、各回の改定幅が大きくならないよう、3~5年で改定するなどを考えていただければと思う。	①千葉県水道事業運営審議会の答申において、「この度の料金改定直後から、次の料金算定期間である令和13年度以降に向け、切れ目なく財政収支見通しや料金水準を検証し、その結果について、随時利用者に理解を求めていくべき」とされており、今後も県の動向に注視していきます。
杉谷委員	①料金の改定はやむを得ないと考えるが、安全で安心な水の供給、災害時における水の供給は重要なことであり、災害に強い千葉市であってほしいと考える。	①改定後の水道事業中長期経営計画に基づき、水質管理を徹底するとともに、水道施設の耐震化等を進め、災害に強く、安全で安心な水を安定して供給するための事業運営に努めています。
川瀬副会長	①県の答申のように、物価高対策を答申の付帯意見として盛り込むことも検討が必要なのではないか。	①物価高騰対策を答申の付帯意見といたします。